



虐待防止・身体拘束委員会規定

制定 令和 4 年 4 月 1 日
株式会社プロウェーブ



虐待防止・身体拘束委員会規定

第1条 （設置）

虐待や身体拘束を許されない施設として、絶対に虐待や人権侵害を起こすことがないよう、虐待防止委員会を設置し、虐待防止・人権擁護等に対応することとする。

第2条 （所掌事務）

委員会の所掌事務は、次に掲げる事項とする。

- （１）虐待防止・身体拘束防止のための体制を作ること。
- （２）虐待の状況を点検・評価し、改善すること。
- （３）虐待（不適切な対応事例を含む）発生時に早期対応し、検証・総括すること。
- （４）身体拘束等の適正化のための対策を検討する。
- （５）その他、虐待防止・人権擁護に資すること。

第3条 （組織）

虐待対応責任者、身体拘束検討責任者は管理者とし、委員会の委員および委員長を指名する。

第4条 （委員長）

委員長は会務を総理し、会議の議長となる。

第5条 （会議）

- １ 委員会の会議は、委員長が招集する。
- ２ 委員長は、必要があると認めるときは、委員会の会議に関係者の出席を求め、意見又は説明を聴取することができる。

第6条 （庶務）

委員会の庶務は、法人において所掌する。

第7条 （委員会の開催）

委員会は年１回開催する。

（施行期日）

この要項は、令和４年４月１日から施行する。

これ以前に施行している要項は廃棄する。